

参考資料 1 改善基準告示の見直しについて(参考資料)

第4回 労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会バス作業部会

厚生労働省 労働基準局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

自動車運転者の基礎統計

- ▷ バス運転者は、全産業平均と比べ、**年齢が高い**傾向にある。
- ▷ バス運転者は、**超過実労働時間数**について、全産業平均と比べ、**時間が長い**傾向にある。
- ▷ バス運転者は、**所定内給与額**が全産業平均と比べ、**低い**傾向にある。

(出典) 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成
※10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所

		年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	所定内給与額 (月額) <small>(千円単位切り捨て) (賞与等含まず)</small>
全産業平均		43.2歳	11.9年	165時間	10時間	30万円
トラック	大型	49.4歳	11.8年	176時間	35時間	27万円
	中小型	46.4歳	10.0年	176時間	31時間	26万円
タクシー		59.5歳	10.2年	166時間	16時間	20万円
バス		51.8歳	12.3年	159時間	28時間	24万円

働き方改革関連法の国会附帯決議事項

- ▷ 附帯決議において、**過労死防止の観点**から見直すよう求められているところ。

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

- 七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。
- 八、自動車運転業務については、**過労死等の防止の観点**から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

- 二、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、**過労死の発生を防止する観点**から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

過労死等の労災補償状況について（令和２年度）

- ▷ 「道路旅客運送業」においては、令和２年度の脳・心臓疾患の労災請求件数が20件となっている。
（うち、支給決定件数は、2件）

（出典）厚生労働省ホームページ「令和２年度「過労死等の労災補償状況」を公表します」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19299.html）より作成

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	118 (4) < 36 (1) >
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	61 (9) < 9 (1) >
3	建設業	総合工事業	44 (0) < 13 (0) >
4	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	40 (23) < 6 (2) >
5	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	38 (0) < 8 (0) >
6	医療、福祉	医療業	27 (10) < 7 (2) >
7	建設業	設備工事業	26 (0) < 9 (0) >
8	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	21 (3) < 6 (0) >
9	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	20 (2) < 3 (0) >
9	卸売業、小売業	その他の小売業	20 (3) < 6 (1) >
11	製造業	食料品製造業	18 (5) < 5 (1) >
11	卸売業、小売業	各種商品小売業	18 (6) < 4 (1) >
13	製造業	輸送用機械器具製造業	17 (0) < 6 (0) >
13	情報通信業	情報サービス業	17 (2) < 7 (0) >
15	卸売業、小売業	飲食料品小売業	15 (4) < 4 (0) >

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	55 (1) < 19 (1) >
2	卸売業、小売業	飲食料品小売業	16 (1) < 6 (0) >
3	建設業	総合工事業	12 (0) < 6 (0) >
4	建設業	設備工事業	11 (0) < 3 (0) >
5	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	8 (1) < 2 (0) >
6	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	7 (0) < 0 (0) >
7	製造業	食料品製造業	6 (1) < 3 (0) >
7	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	6 (1) < 0 (0) >
7	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	6 (5) < 1 (1) >
10	卸売業、小売業	各種商品小売業	5 (0) < 1 (0) >
10	卸売業、小売業	機械器具小売業	5 (0) < 1 (0) >
12	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	4 (0) < 2 (0) >
12	製造業	電気機械器具製造業	4 (0) < 3 (0) >
12	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	4 (0) < 1 (0) >
15	漁業	漁業(水産養殖業を除く)	3 (0) < 1 (0) >
15	製造業	生産用機械器具製造業	3 (0) < 2 (0) >
15	卸売業、小売業	その他の小売業	3 (0) < 0 (0) >
15	サービス業(他に分類されないもの)	政治・経済・文化団体	3 (1) < 1 (0) >

脳・心臓疾患の労災認定基準

- ▶ 脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前1ヶ月に概ね100時間または発症前2ヶ月間～6ヶ月間に、1ヶ月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価される。

(出典) リーフレット「脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000833808.pdf>)より作成

1

長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

【改正前】

発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

【改正後】

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

労働時間

発症前1か月間に100時間
または
2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準には至らないがこれに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷要因

業務と発症との関連が強いと評価

2

長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、赤字の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因

勤務時間の不規則性

拘束時間の長い勤務

休日のない連続勤務

勤務間インターバルが短い勤務

※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます

不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務

事業場外における移動を伴う業務

出張の多い業務

その他事業場外における移動を伴う業務

心理的負荷を伴う業務

※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました

身体的負荷を伴う業務

作業環境

※長期間の過重業務では付加的に評価

温度環境

騒音

勤務間インターバルの短い勤務について

- ▷ 脳・心臓疾患の労災認定基準において、長時間の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされている。

(出典) 令和3年9月14日基発0914第1号労働基準局長通知別添 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000832096.pdf>) より引用

勤務間インターバルが短い勤務

勤務間インターバルとは、終業から始業までの時間をいう。

勤務間インターバルが短い勤務については、その程度（時間数、頻度、連続性等）や業務内容等の観点から検討し、評価すること。

なお、長時間の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること。

脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の評価

労働者の1日の生活時間と睡眠時間、労働時間との関係

(出典) 脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書(令和3年7月)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000832043.pdf>)より引用

- ▷ 日本の有業者の平均的な生活時間を調査した平成28年の社会生活基本調査(図4-5)によると、15歳以上の有業者の平日の睡眠時間は7.2時間、仕事時間は8.1時間、食事、身の回りの用事、通勤等の生活に必要な時間(食事等の時間)は5.3時間となっている。
- ▷ これを前提とすると、現時点においても、1日6時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、4時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね80時間(※1)を超える時間外労働が想定される。
- ▷ また、1日5時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、5時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これば1か月継続した状態は、おおむね100時間(※2)を超える時間外労働が想定される。

(※1) 24時間から、生活を営む上で必要な睡眠(6時間)・食事等・仕事(法定労働時間8時間及び法定休憩時間1時間)を引いた時間数に1か月の平均勤務日数21.7日に乗じた概数。

(※2) 前記の睡眠を5時間として同様に算出した概数。

<平成28年社会生活基本調査>

(男女, 15歳以上, 有業者(主に仕事), 平日)

睡眠 7.2	食事等 5.3	仕事 8.1	余暇 3.4
--------	------------	-----------	-----------

(注) 1 食事等は、食事、身の回りの用事、通勤等の時間である。

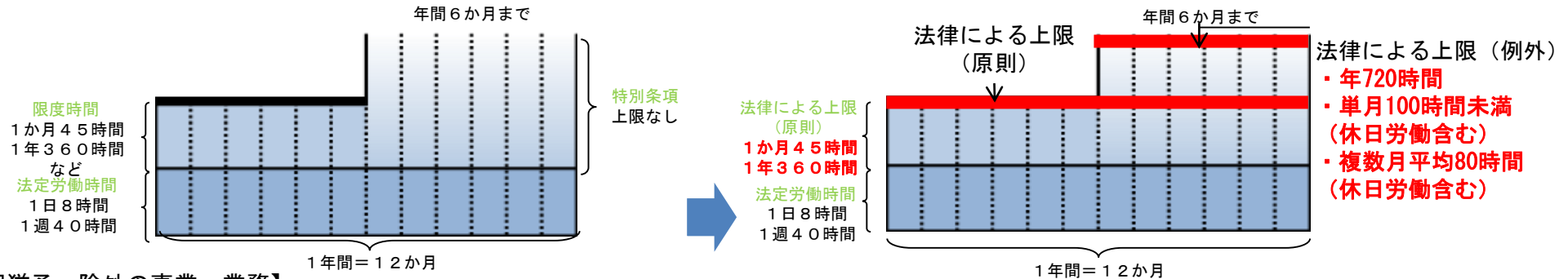
2 余暇は、趣味・娯楽、休養・くつろぎ等の時間である。

図4-5 労働者の1日の生活時間

時間外労働の上限規制について

- ▶ 時間外労働の上限規制は、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未滿**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度
- ▶ 自動車、建設、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行5年間は上記一般則の適用はない。

（出典）厚生労働省ホームページ「長時間労働に関する制度の見直し（<https://www.mhlw.go.jp/content/000335628.pdf>）より作成



【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未滿・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。）。
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。 医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされており、検討の結果を踏まえ地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設等を内容とする医療法等改正法が令和3年通常国会にて成立。具体的な上限時間は、この医療法の内容も踏まえ、今後、省令で定めることとされている。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未滿・複数月80時間以内の要件は適用しない。（改正法施行5年後に、一般則を適用）
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

医師の時間外労働の上限規制について

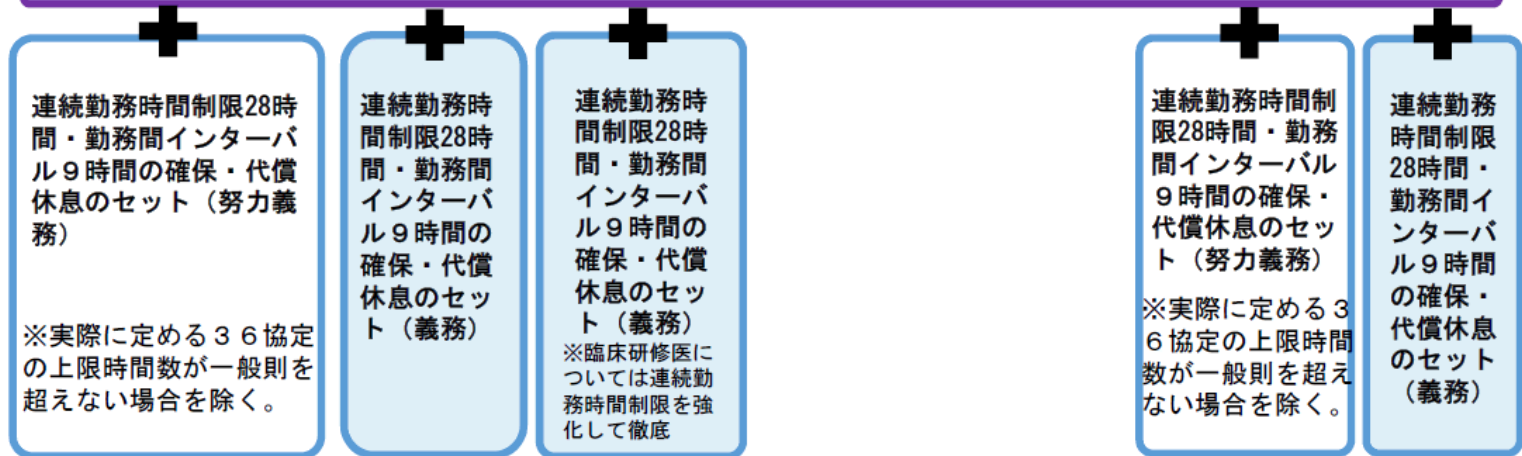


※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】



※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

36協定で定める時間外労働及び休日労働について 留意すべき事項に関する指針

- ▷ 時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関する指針（※ 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針）
- ▷ 令和6年4月以降、自動車運転者も、時間外労働の限度時間は、**月45時間、年360時間**となり、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合でなければこれを超えることはできない。そのような場合であっても、**年960時間が時間外労働の上限**となり、**指針の適用を受ける**。

（出典）リーフレット「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>）より作成

指針第2条	① 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめること。	
指針第3条	② 使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負う。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> ◆36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条の安全配慮義務を負うことに留意しなければならない。 ◆「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」において、 <ul style="list-style-type: none"> ✓1週間当たり40時間を超える労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まる ✓さらに、1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていることに留意しなければならない。
指針第4条	③ 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にすること。	
指針第5条	④ 臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることはできない。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければならない。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ◆限度時間を超えて労働させることができる場合を定めるに当たっては、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければならない。 ◆「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められない。 ◆時間外労働は原則として限度時間を超えないものとされていることに十分留意し、(1)1か月の時間外労働及び休日労働の時間、(2)1年の時間外労働時間、を限度時間にできる限り近づけるように努めなければならない。 ◆限度時間を超える時間外労働については、25%を超える割増賃金率となるように努めなければならない。
指針第6条	⑤ 1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（※）を超えないように努めること。	（※）1週間：15時間、2週間：27時間、4週間：43時間
指針第7条	⑥ 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めること。	
指針第8条	⑦ 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> ◆限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協定することが望ましいことに留意しなければならない。 (1)医師による面接指導、(2)深夜業の回数制限、(3)終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）、(4)代償休日・特別な休暇の付与、(5)健康診断、(6)連続休暇の取得、(7)心とからだの相談窓口の設置、(8)配置転換、(9)産業医等による助言・指導や保健指導

時間外労働の上限規制と改善基準告示について（バス）

時間外労働の上限規制(労働基準法)			改善基準告示(バス)	
一般則	自動車運転業務		時間外労働が可能な時間(※)	拘束時間
—	—	日	原則 4時間 最大 7時間	原則 13時間 最大 16時間 (15時間超は週2回以内)
限度時間 45時間	限度時間 45時間	月	—	—
月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	—		原則 86時間 (含・休日労働) 特例 114時間 (含・休日労働)	原則(月換算)281時間 特例(月換算)309時間 (貸切、年16週間以内)
限度時間 360時間	限度時間 360時間	年	—	—
上限 720時間	上限 960時間		原則 1,040時間 (含・休日労働) 特例 1,144時間 (含・休日労働)	原則(年換算)3,380時間 特例(年換算)3,484時間

※ 一定の前提の下での平均値を下に算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

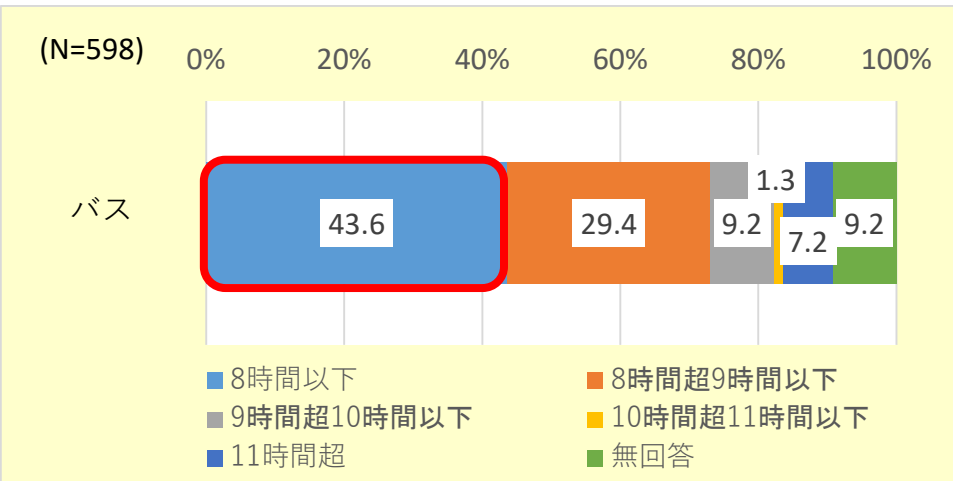
$(2,080 + 260) \div 12 = 195\text{時間}$ ← この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出

実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

休息期間について（バス）

- ▷ 1日の休息期間（8時間）は、43%の自動車運転者が、「8時間以下」と回答している。
- ▷ 休息期間と睡眠時間の関係性として、「休息期間9時間以下は5時間以下の睡眠」、「休息期間9時間超～11時間以下は5時間30分超～6時間以下の睡眠」、「休息期間11時間超は7時間30分超～8時間以下の睡眠」の割合が最も高かった。

図表 127 休息期間



（出典）厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書」より引用

	睡眠時間									
	全体 (N数)	5時間以下 (%)	5時間超5時間30分以下 (%)	5時間30分超6時間以下 (%)	6時間超6時間30分以下 (%)	6時間30分超7時間以下 (%)	7時間超7時間30分以下 (%)	7時間30分超8時間以下 (%)	8時間超 (%)	無回答 (%)
休息期間	543	48.6	6.3	25.8	3.9	7.4	1.1	4.1	1.7	1.3
8時間以下	261	63.2	6.1	22.6	2.7	2.3	0.0	1.1	0.0	1.9
8時間超9時間以下	176	50.0	9.7	29.0	3.4	5.7	1.1	1.1	0.0	0.0
9時間超10時間以下	55	10.9	0.0	38.2	10.9	25.5	1.8	12.7	0.0	0.0
10時間超11時間以下	8	12.5	0.0	37.5	12.5	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0
11時間超	43	9.3	2.3	14.0	2.3	18.6	4.7	23.3	20.9	4.7

諸外国のバス運転者の労働時間の規制状況について

- ▷ ILO条約においては、拘束時間の定めはなく、「休息期間は連続10時間であり、週2回以上8時間に短縮不可」と定められている。
- ▷ ILO勧告においては、拘束時間の定めはなく、「休息期間は連続11時間であり、8時間を下回ることは不可」と定められている。
- ▷ EU規則においては、「拘束時間は1日13時間」、「休息期間は11時間（週3日までは9時間に短縮可）」と定められている。

(出典) 厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る海外調査結果(概要)」より引用

項目	日本	ILO		アメリカ	EU
	(改善基準告示)	(ILO条約第153号)	(ILO勧告第161号)	(Hours of Service Rules : HOS § 395)	(Regulation (EC) No561/2006)
拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日(原則) : 13時間 ・ 1日(最大) : 16時間 (15時間超は週2回まで) ・ 4週平均1週 : 65時間 ・ 52週のうち16週まで、4週平均1週71.5時間まで延長可 	(規定なし)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日 : 15時間 (運転可能な時間枠) ・ 8日間の勤務時間 : 70時間 (会社が毎日稼働の場合) ・ 7日間の勤務時間 : 60時間 (会社が毎日稼働ではない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日13時間 (休息期間が11時間)
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日 : 9時間 (2日平均) ・ 1週 : 40時間 (4週平均) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日 : 9時間 ・ 1週 : 48時間 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日 : 10時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日 : 9時間 (週2回まで10時間に延長可) ・ 1週 : 56時間 (EU指令 : 1週48時間(最大60時間)) ・ 2週 : 90時間
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続運転時間4時間に対して30分の中断 (10分以上/回で分割可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続運転時間4時間 		(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続運転時間4時間30分に対して45分の中断 (15分以上/回で分割可)
休息期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続8時間以上 ・ 分割する場合は合計10時間以上 (継続4時間以上/回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続10時間 (平均でも可) ・ ただし、いかなる場合も8時間を下回ることは不可 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続8時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11時間 (24時間に対して) (週3日までは9時間に短縮可)

ILO条約第153号、ILO勧告第161号について

- ▷ ILO条約153号第9条、ILO勧告161号項目26において、「事故、故障、予見されない遅延」、「不可抗力の場合」等、例外的な取扱いが定められている。

(出典) 厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る海外調査結果(概要)」より引用

ILO条約第153号(第九条)

- 1 各国の権限のある機関は、次の場合において不可決な作業の遂行のために必要であるときに限り、一時的な例外として、第五条、第六条、第七条及び第八条に規定する運転時間の延長、継続する労働時間の延長及び一日当たりの休息期間の長さの短縮を許可することができる。
 - (a) 事故、故障、予見されない遅延、運行の乱れ又は交通断の場合
 - (b) 不可抗力の場合
 - (c) 公益事業の業務の運営を確保するために緊急にかつ例外的に必要な場合
- 2 路面運送に係る国内事情又は地方的事情が、第五条、第六条、第七条又は第八条の厳格な遵守に適さない場合には、各国の権限のある機関は、これらの条に規定する運転時間の延長、継続する労働時間の延長及び一日当たりの休息期間の長さの短縮を認め、第一条2に規定する運転者に対する第五条、第六条又は第八条の規定の適用に関する例外を認めることができる。このような場合には、当該加盟国は、その批准に際して付する宣言により、これらの国内事情又は地方的事情及びこの2の規定に基づいて認められる延長、短縮又は例外を述べなければならない。当該加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく報告において、第五条、第六条、第七条及び第八条の規定を一層厳格に又は広く適用するために得られた進展を指摘しなければならず、かつ、いつでもその後の宣言により従前の宣言を取り消すことができる。

ILO勧告第161号(項目26)

- (1) 各国の権限のある機関は、次のいずれかの場合において不可欠な作業の遂行のために必要であるときに限り、一時的な例外として、この勧告の前諸項に規定する労働時間の延長、運転時間の延長及び休息期間の長さの短縮を許可することができる。
 - (a) 事故、故障、予期されない遅延、運行の乱れ又は交通断の場合
 - (b) 不可抗力の場合
 - (c) 公益事業の業務の運営を確保するために緊急にかつ例外的に必要な場合
- (2) 各国の権限のある機関は、乗務員が、場合に応じ、適当な停車場所又は目的地に到着することができるようにするために必要であるときは、道路交通の安全が損なわれないことを条件として、この勧告の前諸項に規定する労働時間の延長、運転時間の延長及び休息期間の長さの短縮を許可することができる。

諸外国のILO条約例外規定の運用状況について

- ▶ イギリスでは、**悪天候、交通事故、故障、フェリーの中断、生命や健康に危険を及ぼす可能性のある事象**については、運転時間、連続運転時間、休息期間の定めを逸脱することができる定められている。
- ▶ スイスでは、**故障、暴風雨、雪崩による道路の封鎖等の予見できない緊急的な事象**について、**適切な駐車スペースに停車する時間**は、運転時間、休息期間等から逸脱することができる定められている。

(出典) 厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る海外調査結果(概要)」より引用

イギリス

- 1) 緊急時または救助活動に使用される車両(3条)⇒大雪による道路封鎖で家庭用燃料等を運ぶために適用された事例あり
特定の緊急または救助活動への即時の対応に深く従事する場合は免除の定めが適用される。
- 2) 予期しない事象の発生(12条)
予期しない事象(**悪天候、交通事故、機械的な故障、フェリーサービスの中断、人や動物の生命や健康に危険を及ぼす、あるいは危険を及ぼす可能性のある事象等**)が発生した場合、交通安全が危険にさらされず、車両が適切な停止場所に到達することが可能な際は、自動車運転者は人、車両、または積荷の安全を確保するために必要な範囲で運転時間(同6条)、連続運転時間(同7条)、休息期間(同8条)、フェリー乗船(同9条)から逸脱することができる。
自動車運転者は遅くとも適切な停止場所に到着した時点で、タコグラフの記録シート、タコグラフからの印刷物、勤務表のいずれかに逸脱した理由を手動で記載しなければならない。
交通の安全が危険にさらされない場合で、例外的な状況においては、日次、週次の運転時間の上限(同6条(1)、(2))及び最小の休息期間の定め(同8条(2))から逸脱し、勤務先又は運転者の居住地で休息をとるために、日次、週次の運転時間の延長が可能となる。

スイス

- 1) 職業的自動車運転者の労働時間及び休憩時間に関する条例(ARV 1)に関する例外規定
最大許容積載重量3.5 t 超のトラック及び9人乗り以上のバスの運転者はARV 1が適用され、当該規則に①~③の例外規定が設けられている。
 - ① 規制の適用除外の車両(Art. 4)
緊急時に救助活動または人道支援のために行われる非商業的な輸送に使用される車両についてはARV 1の規定は適用されない。
 - ② 緊急時の規則からの逸脱(Art. 12)
車両の故障、暴風雨/雪崩による道路の封鎖などの予見できない緊急的な事象の発生時、交通の安全が危険にさらされない場合、自動車運転者は、適切な駐車スペースに停車するために、乗客、車両、積荷の安全確保のために必要な範囲で労働時間、運転時間、及び休息期間の規定からの逸脱が許容される。
このような状況においては、タコグラフに誤作動が発生して労働、運転、休憩時間が適切に記録できなくなった場合の規定が類推適用され、通常のシートとは異なる別のシートに記録をする必要がある。なお、当該シートには、逸脱の内容、理由及び自動車運転者の名前、運転免許証番号、使用した車両の識別番号、業務の開始・終了場所、日付、署名を記さなくてはならない。
 - ③ 連邦の権限(Art. 24) ⇒新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた適用事例あり
連邦道路局はやむを得ない事由によるそれぞれのケースに対し、個々の規定からの緩和を許可することができる。

国土交通省の処分基準について（バス）

- ▷ 国土交通省は、過労防止の観点から、一般乗合旅客の場合、1ヶ月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反については、1件確認された場合には「10日車」、2件確認された場合には「20日車」の車両停止処分を行うものと国土交通省の処分基準で定めている。

一般乗合旅客

【乗務時間等告示の遵守違反】

- | | | |
|---------------------|----------|----------|
| ① 各事項の未遵守計5件以下 | (初) 警告 | (再) 10日車 |
| ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 | (初) 10日車 | (再) 20日車 |
| ③ 各事項の未遵守16件以上 | (初) 20日車 | (再) 40日車 |

- ▷ 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。

- | | | |
|----------------|----------|----------|
| ① 各事項の未遵守計1件 | (初) 10日車 | (再) 20日車 |
| ② 各事項の未遵守計2件以上 | (初) 20日車 | (再) 40日車 |

- ▷ 4週平均1週の拘束時間（バス）
 - ・ 65時間以内（高速バス、貸切バスは、労使協定を締結した場合、71.5時間まで延長可）
- ▷ 休日労働の限度
 - ・ 2週間に1回まで

一般貸切旅客

【乗務時間等告示の遵守違反】

- | | | |
|---------------------|----------|----------|
| ① 各事項の未遵守計5件以下 | (初) 警告 | (再) 10日車 |
| ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 | (初) 20日車 | (再) 40日車 |
| ③ 各事項の未遵守16件以上 | (初) 40日車 | (再) 80日車 |

高速乗合バスの交替運転者の配置基準

- 国土交通省は、「高速乗合バスの交替運転者の配置基準」において、以下のとおり定めている。
- (昼間ワンマン運行に係る規定) 高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画上、概ね2時間までとする。
 - (夜間ワンマン運行に係る規定) 高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画上、概ね2時間までとする。

高速乗合バスの交替運転者の配置基準 (平成25年8月1日より適用)

		昼間 <small>2.(1)</small>	夜間 <small>2.(1)</small>	1日
ワンマン運行の上限	運転時間 <small>4.</small>	原則一運行9時間まで <small>4.(2)</small> 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)	原則一運行9時間まで <small>4.(2)</small> 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)	原則1日9時間まで <small>4.(2)</small> 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)
	実車距離 <small>3.</small>	原則一運行500kmまで <small>3.(2)</small> 【以下の条件を満たした場合】 昼間は600kmまで ○条件 ・運行前に1時間以上の休息又は運行途中に1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可) <small>3.(2)(2)</small> ・乗務中の体調報告 <small>7.(1)</small>	原則一運行400kmまで <small>3.(3)</small> 【以下の条件を満たした場合】 夜間は500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休息を確保又は実車距離100kmから400kmまでの間に仮眠施設において連続1時間以上の仮眠を確保 <small>3.(3)(2)又は3.(3)(3)</small> ・運行計画上、実車4時間ごと*に40分以上の休憩を確保 <small>5.(4)(1)</small> ・乗務中の体調報告 <small>7.(1)</small> ・デジタルコによる運行管理 <small>7.(2)</small>	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は <small>3.(4)</small> (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休憩を挟んでいても1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで 【以下の条件を満たした場合】 貸切委託運行を除き、週3回まで600km超が可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 <small>7.(1)</small> ・デジタルコによる運行管理 <small>7.(2)</small>
	連続乗務回数 <small>6.</small>	—	連続4夜まで <small>6.(2)</small> (実車距離400km超は連続2夜まで)	—
	連続運転時間 <small>5.</small>	高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで* <small>5.(2)(1)~(2)</small>	高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで* <small>5.(2)</small>	—
	休憩時間 <small>5.</small>	運転時間4時間毎に合計30分以上 <small>5.(3)</small> (実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可)) <small>3.(2)(2) 5.(5)</small>	実車運転4時間毎*に合計30分以上 <small>5.(4)</small> (実車距離400km超は実車運転概ね4時間毎*に合計40分以上)	—

*…運行の計画がなされていることを求めるもの。(出典) 国土交通省ホームページ「交替運転者の配置基準(解説)」(<https://www.mlit.go.jp/common/001000380.pdf>)より引用

No. ……箱内の数字は本解説書における記載箇所を指す。

貸切バスの交替運転者の配置基準

- 国土交通省は、「貸切バスの交替運転者の配置基準」において、以下のとおり定めている。
- (昼間ワンマン運行に係る規定) 高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。
- (夜間ワンマン運行に係る規定) 実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。

貸切バスの交替運転者の配置基準 (平成25年8月1日より適用)

		1日		
		昼間 ^{2.(1)}	夜間 ^{2.(1)}	
ワンマン運行の上限	運転時間 ^{4.}	原則一運行9時間まで* 週2回まで一運行10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)	一運行9時間まで*	原則1日9時間まで* 夜間ワンマン運行を行う場合を除き、 週2回まで1日10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)
	実車距離 ^{3.}	原則 一運行500kmまで 【以下の条件を満たした場合】 昼間は600kmまで ○条件 ・運行途中に1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可) ^{3.(2)(2)} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)}	原則 一運行400kmまで 【以下の条件を満たした場合】 夜間は500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休憩を確保しており、一運行の乗務時間が10時間以内又は運行途中に連続1時間以上の休憩を確保 ^{3.(3)(2)(3)(3)} ・運行指示書上、実車2時間ごと*に20分以上の休憩を確保 ^{5.(4)(1)} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタルによる運行管理 ^{7.(2)}	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休憩を挟んでも1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで 【以下の条件を満たした場合】 当該合計は週2回まで600km超が可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタルによる運行管理 ^{7.(2)}
	連続乗務回数 ^{6.}	—	連続4夜まで (実車距離400km超は連続2夜まで)	—
	連続運転時間 ^{5.}	高速道路の実車運行区間で 概ね2時間まで*	実車運行区間で 概ね2時間まで*	—
	休憩時間 ^{5.}	運転時間4時間毎に合計30分以上 ^{5.(3)} (実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可)) ^{3.(2)(2) 5.(5)}	実車運転概ね2時間毎*に 連続15分以上 ^{5.(4)} (実車距離400km超は実車運転概ね2時間毎*に連続20分以上)	—

*...運行指示書による運転者に対する指示がされていることを求めるもの。

No. ...箱内の数字は本解説書における記載箇所を指す。

交替運転者の配置基準に係る処分基準について

- 国土交通省のバス事業者に対する行政処分等の基準において、高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置について違反行為があったと認められる場合の事業者に対する行政処分等の量定が定められている。

【旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項】

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

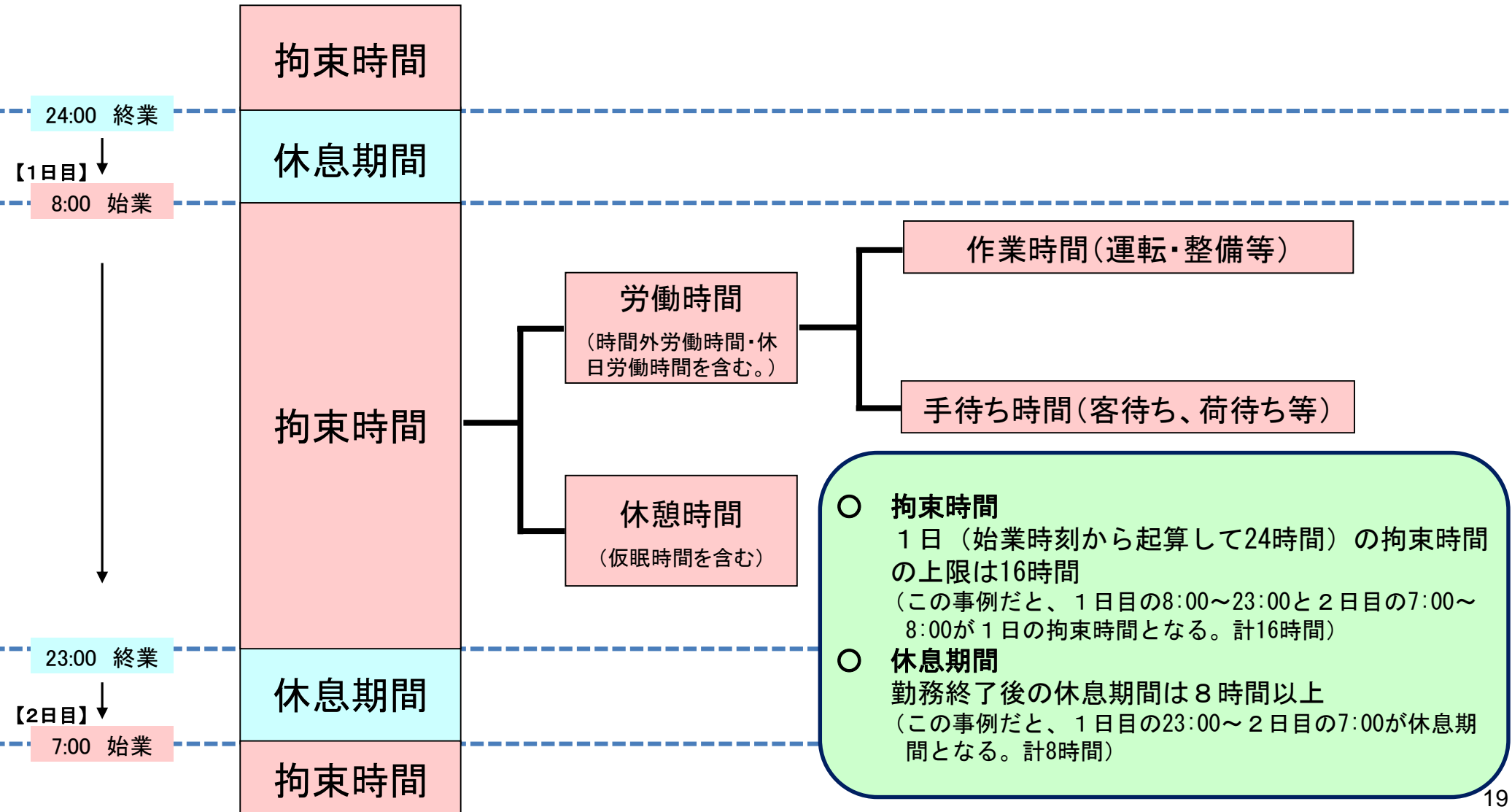
【行政処分等の基準】

違反行為		基準日車	
適用条項	事項	初違反	再違反
旅客自動車運送 事業運輸規則第 21条第6項	交替運転者の配置義務違反		
	①未配置5件以下	10日車	20日車
	②未配置6件以上	20日車	40日車

<一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者共通>

拘束時間等について

- ▷ 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▷ 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



休憩時間について

- ▶ 使用者は、1日の労働時間が**6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも60分**の休憩を労働時間の途中で与えなければならない。

労働基準法第34条（休憩）

（休憩）

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少なくとも四十五分、八時間を超える場合には少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならない。

- ② 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。
- ③ 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

休憩時間の意義

（昭和22年9月13日発基17号）

休憩時間とは単に作業に従事しない手待時間を含まず労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であつて、その他の拘束時間は労働時間として取扱うこと。

拘束時間および休息期間の特例について ①

- ▶ 拘束時間および休息期間の特例については、労働基準局長の定めるところにより、別途特例（分割休息特例、2人乗務特例、隔日勤務特例、フェリー特例）が定められている。

【分割休息特例】

一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について（制定 平成元年3月1日基発第92号）

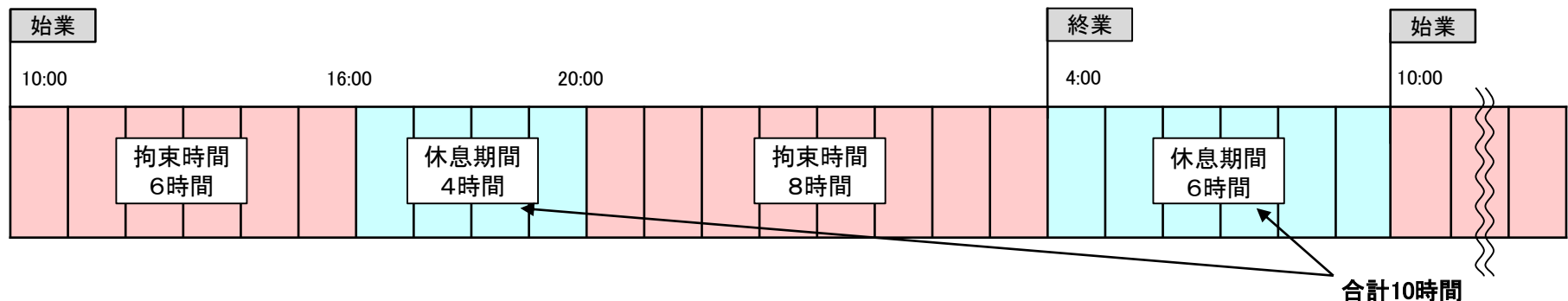
業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合

- 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数 $\frac{2}{1}$ を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- 上記は自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに2時間を超えて乗船する場合には適用しないものとする。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について（制定 平成9年3月11日基発第143号）

- ・ 休息期間は、原則として始業時刻から起算して24時間中に継続8時間以上与えなければならないものであるが、貨物自動車運送事業等における実態からみると、8時間以上の継続した休息期間を付与することは困難な場合もあるので、業務の必要上やむを得ない場合であって、始業時刻から起算して24時間中に、1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上の休息期間を与える場合には、休息期間の分割を認めることとしている。この分割は必ずしも4時間、6時間、合計10時間というような2分割に限らず4時間、4時間、4時間、合計12時間というような3分割も認められるものである。
- ・ なお、休息期間を分割付与できる勤務は「一定期間における全勤務回数 $\frac{2}{1}$ 」を限度としているが、休息期間の分割付与の状態が長期間継続することは好ましくないので、「一定期間」については、原則として2週間から4週間程度とし、業務の必要上やむを得ない場合であっても2箇月程度を限度とする。

【例】



拘束時間および休息期間の特例について ②

(出典) 国土交通省自動車局パンフレット「貸切バス 交替運転車の配置基準(解説)」(<https://www.mlit.go.jp/common/001000380.pdf>)より作成

【2人乗務特例】

一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について(制定 平成元年3月1日基発第92号)

自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合

- 自動車運転車が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)においては、改善基準第4条第1項第2号前段及び第5条第1項第2号前段の規定にかかわらず最大拘束時間を20時間まで延長することができるものとし、同号後段の規定は、適用しないものとする。
また休息期間は改善基準第4条第1項第3号及び第5条第1項第3号の規定にかかわらず4時間まで短縮することができるものとする。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について(制定 平成9年3月11日基発第143号)

- ・ 「車内に身体を伸ばして休息することのできる設備」には、バスの場合、身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席で、運転者のために専用の座席が少なくとも1座席以上確保されていれば、これに該当するものである。

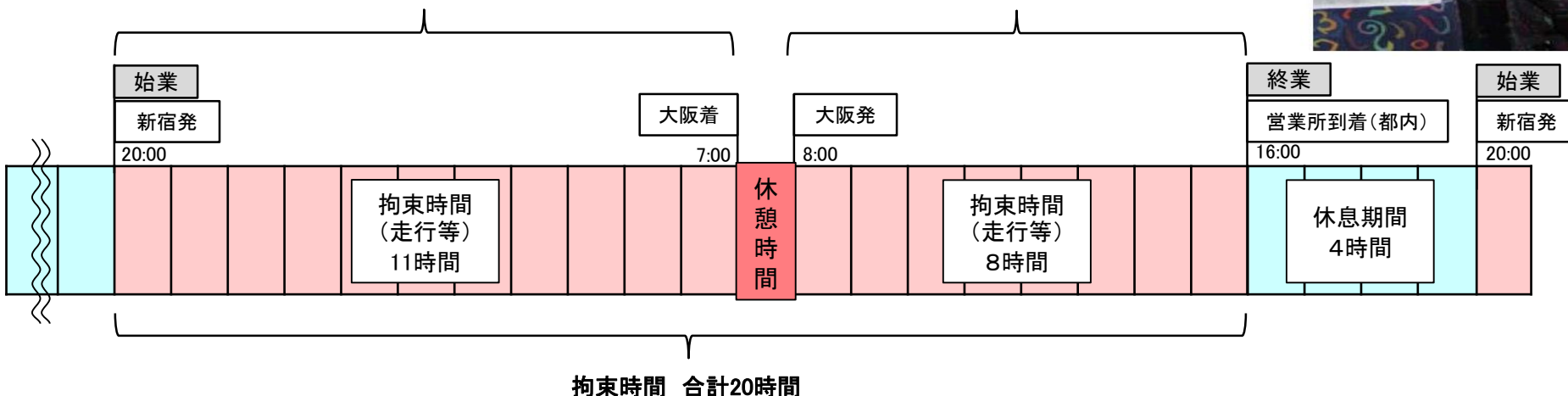
【例】

(例) リクライニング方式の座席



往路(実車)
概ね2時間ごとに運転交代

復路(回送)



拘束時間及び休息期間の特例について ③

【隔日勤務特例】

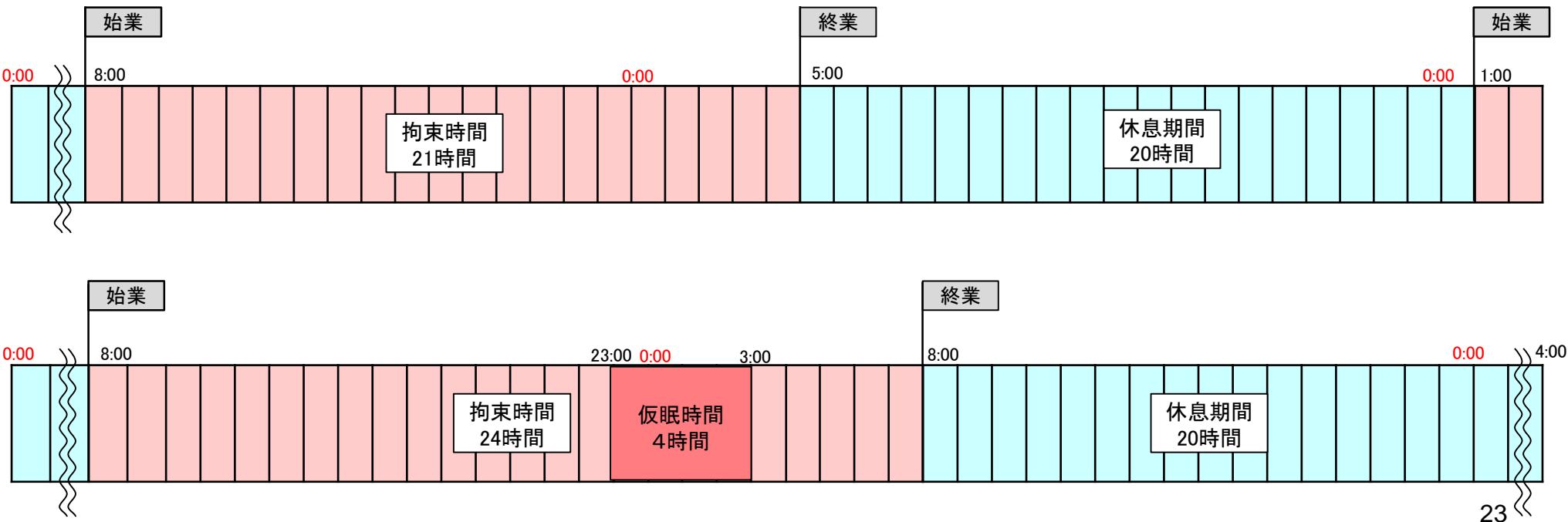
一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について（制定 平成元年3月1日基発第92号）

自動車運転者が隔日勤務に就く場合

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、改善基準第4条第1項第1号から第3号及び第5条第1項第1号から第3号までの規定並びに分割休息及び2人乗務にかかわらず、次の条件の下で隔日勤務に就かせることができるものとする。

- 2暦日における拘束時間は、21時間を超えてはならないものとする。
ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長することができるものとする。この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができないものとする。
- 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければならないものとする。

【例】



拘束時間及び休息期間の特例について ④

【フェリー特例（バス）】

一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について（制定 平成元年3月1日基発第92号）

自動車運転者がフェリーに乗船する場合

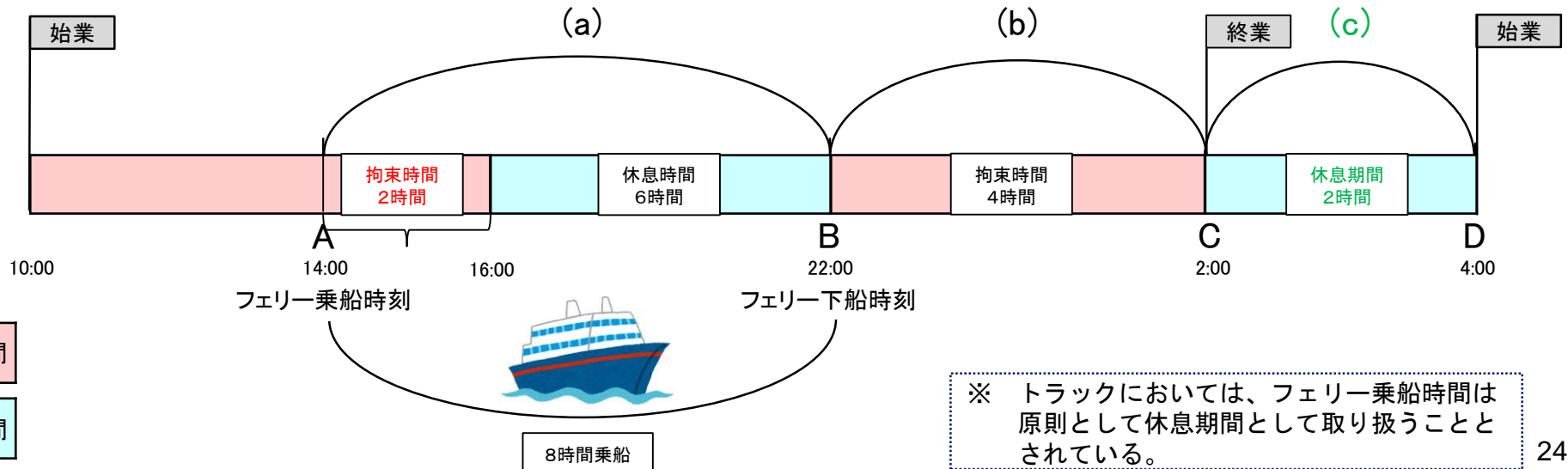
自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、次のとおり取り扱うものとする。

- 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の**フェリー乗船時間(a)のうち2時間**（フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）**については拘束時間**として取り扱い、その他の時間について休息期間として取り扱うものとする。
- 上記により休息期間とされた時間を時間を改善基準第4条第1項第3号及び第5条第1項第3号の規定により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、**減算後の休息期間(c)**は、2人乗務の場合を除き、**フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間(b)の2分の1を下回ってはならないものとする。**

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について（制定 平成9年3月11日基発第143号）

- ・ 勤務の途中においてフェリーに乗船した場合については、乗船中の2時間を拘束時間として取り扱い、それ以外の時間は休息期間として取り扱うこととしている。
- ・ フェリーの乗船時間が10時間（ただし、2人乗務の場合には6時間、隔日勤務の場合には22時間）を超え、8時間（2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間）の休息期間が与えられた場合にはフェリー下船時刻から次の勤務が開始されたこととなる。この場合において、フェリー乗船中の2時間の拘束時間は、フェリー乗船前の勤務の拘束時間として取り扱うこと。

【例】



自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について

▷ 貨物自動車運送事業のみ、以下のとおり適用除外対象業務が定められている。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について
(制定 平成9年3月26日基発第901号)

1 適用除外対象業務

貨物自動車運送事業における次の業務とする。

- (1) 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- (2) 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出て行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリーによる運送の業務
- (3) 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局長に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリーによる運送の業務
- (4) 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、運輸大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出て行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

2 上記1の業務に従事する期間を含む1箇月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限

上記1の業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む1箇月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限は次のとおりである。

(1) 1箇月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[(\text{上記1の業務に従事した月の日数}) - (\text{上記1の業務に従事した日数})] \div (\text{上記1の業務に従事した月の日数}) \times (\text{上記1の業務に従事した月の拘束時間})$$

(2) 2週間の運転時間の上限は、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[14 - (\text{上記1の業務に従事した日数})] \div 14 \times 88$$

3 届出書又はその写の備え付け等

上記1の業務を行うに当たっては、適用除外業務に該当することが明らかとなる関係法令に基づく各種行政機関への届出書又はその写を事業場への備え付け及び自動車運転者ごとの下記の業務に従事した期間が明らかとなる記録の整備が必要である。

また、上記1の業務に従事する期間の直前において改善基準に定める休息期間を与えなくてはならないことはもとより、当該業務に従事する期間の直後においても継続8時間以上の休息期間を与えることが要請されるものである。

月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率について

- ▷ 1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
(大企業については、平成22年4月から適用) (中小企業については、令和5年4月から適用)

現在			令和5年4月以降		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% 中小企業は25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%